



糸保第 186 号
令和 3 年 8 月 13 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



新型コロナウイルス感染症による登園自粛要請と求職活動の事由における就労開始期限について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。さて、現在新型コロナウイルス感染症の流行が急速に拡大し、「沖縄県緊急共同メッセージ」が発表されております。

糸満市においては、令和 2 年 8 月 1 日から保護者の皆様へ登園自粛要請や特別保育を行っており、現在も引き続き登園自粛要請中でございます。家庭保育が可能であれば保育料の減免を行いますので登園の自粛を改めてお願いいたします。

また、認可外保育施設において保育料の減免を行った場合は、施設に対して減免費用の助成を行います。

なお、仕事が休めないなど家庭での保育ができない園児については通常通りの保育を行います。減免などの詳細は以下の通りです。

保育料の減免について

公立及び認可保育施設においては、登園自粛期間中に登園を自粛した日について日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続きは不要ですが還付口座について書類を提出していただく場合がございます。

また、認可外保育施設においては、施設が保護者に対して保育料を減免した場合は施設に対して助成を行います。保護者と市との間で手続はありません。

保育の必要性が「求職活動」の方の就労開始期限について

個別に期限の延長について検討いたします。理由もなく期限を過ぎると退園になりますので、期限を確認されたい方はお問合せください。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131